



# 山形県公報

平成17年11月18日(金)  
第1694号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                      |                      |      |
|--------------------------------------|----------------------|------|
| 県議会定例会の招集.....                       | (財 政 課) ...          | 1267 |
| 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (農政企画課) ...          | 同    |
| 国土調査の成果の認証.....                      | (農村計画課) ...          | 1268 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                   | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |
| 同.....                               | ( 同 ) ...            | 同    |
| 道路の区域の変更.....                        | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                        | ( 同 ) ...            | 1269 |
| 道路の区域の変更.....                        | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 同.....                               | ( 同 ) ...            | 同    |
| 県道の供用の開始.....                        | ( 同 ) ...            | 1270 |
| 同.....                               | ( 同 ) ...            | 同    |

### 公 告

|                         |                   |      |
|-------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 一般競争入札の公告.....          | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 1271 |
| 同.....                  | (出納局) ...         | 1272 |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....    | (病院事業局) ...       | 1273 |
| 同.....                  | ( 同 ) ...         | 同    |

## 告 示

### 山形県告示第1052号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成17年11月28日山形市に招集する。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第1053号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程(平成5年9月県告示第1004号)の一部を次のよう改正する。

第5条の表中「年0.6パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年9月20日から適用する。
- 平成17年9月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第1054号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
藤 島 町
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成17年9月21日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
藤島町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字添川の一部
- 5 認証年月日  
平成17年11月14日

## 山形県告示第1055号

次の開発行為は、完了した。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年9月20日 指令村総建第5046号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字小塩字天神1275番3、1280番7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字岡103番地  
石川 泉

## 山形県告示第1056号

次の開発行為は、完了した。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年9月20日 指令村総建第5044号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上山市三本松76番5、77番13
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上山市三本松76番地の2  
小池 彰

## 山形県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|----------------------------------|------|------------------|-------------|
| 尾花沢市大字押切字榎原912番 1 から<br>同 905番まで | 旧    | 30.0メートル<br>11.0 | メートル<br>240 |
| 尾花沢市大字押切字榎原912番 1 から<br>同 905番まで | 新    | 30.0メートル<br>11.0 | 同 上         |
| 同 上                              |      | 13.0メートル<br>9.5  | メートル<br>230 |

## 山形県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 県道尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字押切字榎原912番 1 から  
同 905番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月18日

## 山形県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 鶴岡市羽黒町後田字中田234番から<br>同 字柳原上21番まで | 旧    | 12.5メートル<br>7.0 | メートル<br>269 |
| 同 上                              | 新    | 18.4メートル<br>8.5 | 同 上         |

## 山形県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 余目加茂線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------------|---|------|----------|---------|
| 東田川郡三川町大字神花字六瀬297番3から |   | 旧    | 11.2メートル | 231メートル |
| 同 字前外川原102番1まで        |   |      | 8.9      |         |
| 同                     | 上 | 新    | 13.7メートル | 同上      |
|                       |   |      | 10.9     |         |

## 山形県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町後田字中田234番から  
同 字柳原上21番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月18日

## 山形県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 余目加茂線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字神花字六瀬297番3から  
同 字前外川原102番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月18日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年11月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 なでしこSHONAI
  - (2) 代表者の氏名  
高橋武美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東田川郡庄内町松陽三丁目1番地4
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障害や病気を抱えた方々及び高齢の方々並びにそのご家庭など、地域社会のなかで手助けを必要とされている方々が、生きがいのある平安な生活を築けるように支援する活動を行い、もって地域福

社の発展に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結防止剤散布車の売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年11月18日

山形県置賜総合支庁長 大 沼 幸 一

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁本庁舎401会議室（4階）
- (2) 日 時 平成17年12月9日（金） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件

凍結防止剤散布車 いすゞ U-FRR 32D1改型 初年度登録 平成6年11月  
自動車登録番号 山形88さ8715 自動車検査証の有効期限 平成17年11月21日

(2) 入札に付する物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 入札方法

総価により行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積った金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業者、建設機械賃貸業者、建設業関係協同組合等であって直接自己の事業目的に使用する者又はスクラップ業者等であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号0238 - 26 - 6070

5 入札参加資格の確認等

この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び3に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1) 受付期間 平成17年11月18日（金）から同月28日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県置賜総合支庁建設部建設総務課経理係

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札見積価格の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等にかかる契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) 入札に必要な費用については、すべて入札参加者の負担とする。

- (3) この公告による入札の詳細等は、入札説明書による。
- (4) 入札に付する物件の説明会の開催日時及び場所
- イ 日 時 平成17年11月25日(金) 午後2時から3時まで
- ロ 場 所 米沢市窪田町大字小瀬字沖上870 置賜総合支庁窪田車輛基地

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年11月18日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成17年12月19日(月) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 ロータリ除雪車 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成18年3月20日(月)
- (4) 納入場所 鶴岡市日出二丁目10番40号 庄内総合支庁鶴岡分所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 8の(1)により提出された製作仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、製作仕様書その他必要な書類(以下「製作仕様書等」という。)を平成17年12月6日(火)午後1時まで提出すること。この場合において、製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該製作仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月18日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
デジタル乳房線撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院医事経営課用度係  
山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成17年9月16日
- 4 落札者の名称及び所在地  
丸木医科器械株式会社山形支店  
山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号
- 5 落札金額 77,910,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。）第3条の公告を行った日 平成17年8月5日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月18日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
マルチスライスCT装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課用度係  
新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成17年9月16日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東芝メディカルシステムズ株式会社山形営業所  
山形市十日町一丁目3番29号
- 5 落札金額 112,350,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。）第3条の公告を行った日 平成17年8月2日

平成17年11月18日印刷  
平成17年11月18日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056